

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

令和8年8月7日 開催

赤穂市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和8年8月7日（金） 午後1時30分から午後2時15分
- 2 会 場 赤穂市役所 6階 第2委員会室
- 3 出席者

被保険者代表	大道訓敏、伊澤節子、奥道一二美、金井貴子	
医師・歯科医師・薬剤師代表	三木宏志、茶谷勝也、寺田晋一郎	
公益代表	西川浩司、中谷行夫、矢野英樹、山田和子	
市長	牟禮正稔	
事務局	(健康福祉部長)	高見直樹
	(医療介護課長)	中村光男
	(税務課長)	玉石悦之
	(国保年金係長)	山本大輔
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 新任委員照会
 - (4) 議事録署名委員指名
 - (5) 議事
 1. 令和7年度赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて
 2. その他
 - (6) 閉会

事務局

本日は、委員の皆様には大変ご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今から、赤穂市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。座って失礼いたします。開会にあたりまして、矢野会長にご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。お暑い中、またお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

冒頭、熊本地震で皆さん大変な目にあっておられることと思います。非常に心が痛いのですが、この暑い中でどうされているのだろうと、非常に気になっております。私も赤穂市の姉妹都市である山鹿市にたくさん友達がいますので、電話をしたら山鹿市の方は大丈夫だということでした。10 年前に地震が起きたその真横の町が大変なことになっていることで、皆さん方もご家族、ご親戚の方いらっしゃる方もおられることと思いますので、本当にお大事にしていきたいと思います。

最近では、デジタル化の波といいますか、7 月 31 日にアナログの健康保険証の受付について、持ってこられても対応されないということとなり、完全にデジタルの方向に移行されました。事務局としては、混乱のないように今後とも対応していただきたいと思います。

本日の国民健康保険運営協議会につきましては、令和 7 年度決算見込みについてご協議いただきます。どんどん数字は悪くなっていることは変わりありません。我々の建設業界においては、ゼネコンを中心に国民健康保険では現場に入れないという流れが顕著になっており、社会保険をかけている職人でないと大手ゼネコンでは仕事ができないという状況になっております。

そういうことで、今日は皆さんには忌憚のないご意見いただきまして実りある会議にしたいと思いますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、牟禮市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

改めまして皆様こんにちは。本日は大変暑い中、またお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。平素より、矢野会長様はじめ、委員の皆様方には、国民健康保険の運営にご尽力をいただいております。改めましてお礼申し上げます。ありがとうございます。

先ほど、矢野会長からも少しお話がございましたけれども、熊本地震に対しまして赤穂市としましては現在、赤穂市民病院から DMAT 隊が被災地に行っているところであります。今後も、国県からの要請がありましたら、職員を順次派遣する予定としております。また、兵庫県からの要請がございまして、市営住宅を提供する予定としております。本当に暑い中で、大変ご苦労があると思いますが、赤穂市としましても、できる限りの支援をしていきたいと考えているところでございます。

一方、国民健康保険にも大きく関係します赤穂市民病院の来年 4 月からの指定

管理者制度移行につきましては、議会のご承認も得まして、移行の準備を進めているところでございます。

本市の国民健康保険会計は、1人当たりの医療費が非常に高く、なかなか難しいところもございますけれど、委員の皆様方からのご支援、ご指導を賜りまして円滑に9年度の保険料水準の統一に向けまして、進めさせていただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日は、令和7年度の決算見込みにつきまして、ご説明し、ご了解いただくこととなるということでございます。国保会計は、先ほども申しましたように、医療費がこれまでも高く、皆様方にご苦勞かけておりますけれども、引き続き、皆様方のご指導、ご支援によりまして、円滑に運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には引き続き、ご指導を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単措辞でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは、議事に入ります前に、新たに委員の委嘱をさせていただきました新任委員のご紹介をさせていただきます。公益代表の中谷行夫委員につきましては本年4月に市議会の役員交代に伴い、また、医師代表の梶原達観委員、三木宏志委員につきましては本年5月に医師会の役員改選に伴い、今回から出席をお願いしております。梶原委員におかれましては本日所要のため欠席のご連絡をいただいております。どうぞ、よろしくお願いいたします。新任委員の紹介は以上でございます。また、本日、事務局から高見健康福祉部長、玉石税務課長、山本国保年金係長、そして私、医療介護課長の中村が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、市長はこの後、他の公務のため、大変申し訳ありませんが、ここで退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

事務局

では、会議を続けさせていただきます。本日の委員の皆様の出席状況を報告いたします。なお、梶原委員から欠席の通知をいただいております。現在の出席者数は12名中11名で、委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、運営協議会規則第6条の規定により、本会は成立いたしておりますのでご報告いたします。

それでは、矢野会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事を進めさせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。まず始めに、本協議会は運営協議会規則第12条の規定により、会議を原則、公開す

ることとなっております。本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいます。前川さん、松崎さんです。それでは、入場いただきます。

(傍聴者入場)

議事の前に議事録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。大道委員、伊澤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の審議事項、令和7年度の赤穂市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、着座にて失礼いたします。

はじめに、本日配布しております資料を確認させていただきます。事前配布しておりました運営協議会資料をお願いいたします。表紙の裏面に本協議会委員名簿、続いて資料目次、そして1ページ、令和7年度の国保特別会計決算見込から、16ページの用語解説という構成になっております。ページの欠落等はありませんか。

それでは、お手元の運営協議会資料に基づきまして、私の方から、歳入歳出決算の骨子についてご説明申し上げ、詳細については係長の方から説明させていただきたいと思います。なお、本日、ご協議いただく国民健康保険事業特別会計決算につきましては、市議会におきまして決算認定の議決を得るまでは、見込額ということになりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開きください。令和7年度の決算見込の状況であります。予算額に対する決算額を記載しております。表の下、歳入合計欄をご覧ください。左から3列目の決算額ですが、48億7,944万6千円で、予算額に対する執行率は100.2%となっております。

2ページをお願いします。表の下、歳出合計欄の決算額ですが、48億4,953万8千円で、予算執行率は、99.6%となっております。下側の表をご覧ください。剰余金等の状況であります。まず、決算剰余金ですが、先ほどの歳入、歳出を差し引きした実質収支額は2,990万8千円で、繰越金として令和8年度補正予算に計上することになります。

なお、3ページの歳入、科目の7番目、繰入金のうち基金繰入金をご覧くださいと思いますが、財政調整基金として、医療分は1,800万円の積み立て、後期分は800万円の取り崩し、介護分は1,000万円の取り崩しが必要になりましたが、トータルでプラスマイナスがゼロとなったため、結果的に基金を取り崩すことなく、実質収支の黒字を確保するといった形の決算になっております。

2ページ、下側の表にお戻りいただきまして、剰余金の下になりますが、令和7年度に歳入しました県補助金の超過交付、もらい過ぎが発生しており、その精算額1,419万7千円については、令和8年度に県へ返還する必要があります。結果、決算剰余金から補助金精算額を差し引いた額1,571万1千円が、令和7年度決算の

実質収支となり、令和8年度予算の財源として活用する予定であります。

決算についての骨子の説明は以上でございます。詳細につきましては係長から説明をさせていただきます。

事務局

失礼いたします。決算見込みの詳細につきまして、引き続き、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

資料1ページをお願いします。令和7年度決算見込みの対予算額比較でございます。

まず、歳入ですが、1の国民健康保険税につきましては、決算額7億6,048万9千円、予算比較1,070万7千円の増となっております。保険税の状況につきましては、後ほど10ページで詳細のご説明をいたします。次に、4の国庫補助金ですが、決算額1,134万6千円で、こちらは令和8年度の国保税の賦課額に子ども・子育て支援金分を追加するためのシステム改修経費に対して交付されたものです。次に、5の県支出金ですが、決算額36億9,883万3千円、予算比較3,557万3千円の増となっております。このうち普通交付金は、市町の保険給付に要する費用に対して交付されるもので、35億4,582万5千円、予算比較291万5千円の増となっております。また、特別交付金は、市町の特別な事情に応じて交付されるもので、1億5,300万8千円、予算比較3,265万8千円の増となっております。次に7の繰入金のうち一般会計繰入金ですが、決算額3億7,827万円で、内訳につきましては、低所得者に対する保険税軽減等に係る保険基盤安定等繰入金や財政安定化支援事業繰入金など、右側の説明欄に記載のとおりであります。その下の基金繰入金については、予算時点では財源不足を調整するため財政調整基金から繰り入れを予定しておりましたが、決算時点では他の歳入の増等により基金からの繰り入れは行いませんでした。歳入合計は、48億7,944万6千円で、予算額に対しまして884万円の増となっております。

続きまして、歳出について、2ページをお願いいたします。まず、1の総務費ですが、人件費や事務費、運営協議会費などに係る経費で、決算額6,446万3千円となっております。次に2の保険給付費ですが、決算額は35億4,083万9千円で、予算執行率99.7%、不用額は908万3千円となっております。保険給付費のうち療養給付費は、保険医療機関などが保険者に対して請求している現物給付分ですが、決算額は29億7,937万1千円となっております。その下の療養費は、柔道整復師などによる施術や、コルセット等治療用装具の償還払い分ですが、決算額は2,400万5千円となっております。また、その2つ下の高額療養費ですが、決算額5億1,527万7千円となっております。次に、3の国保事業費納付金ですが、県内の医療給付費や所得水準等により決定され、県が国保事業に要する費用に充てるために市町から徴収するもので、決算額は11億7,224万2千円となっております。4の保健事業費ですが、決算額は4,173万3千円となっております。その内訳は、右側の説明欄に記載のとおりで、保健事業の実施状況については、後ほど13

ページにて詳細のご説明をいたします。歳出合計は、48 億 4,953 万 8 千円で、予算額に対しまして 2,106 万 8 千円の不用額となっております。

なお、3・4 ページにつきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の区分ごとの決算内訳を記載しております。また、5・6 ページにつきましては、対前年度決算額との比較を記載しておりますので、参考にご覧いただけたらと思います。

続きまして、国民健康保険事業の状況についてご説明いたします。7 ページをお願いいたします。まず、被保険者数及び世帯数の状況ですが、令和 3 年度から 7 年度の被保険者数と世帯数の年間平均を表とグラフで記載しております。令和 7 年度についてですが、被保険者数は 7,734 人で、対前年比 94.9%と、5.1%減少、世帯数は 5,354 世帯で、対前年比 96.5%と 3.5%減少するなど、被保険者数、世帯数とも過去最少となっております。被保険者の減少が続いておりますが、後期高齢者医療制度への移行をはじめ、健康保険適用拡大による被用者保険への移行、少子化などの影響によるものであると考えられます。

8 ページをお願いいたします。保険給付費の状況ですが、令和 3 年度から 7 年度の給付状況を表にしております。まず、(1)療養給付費の令和 7 年度費用額は、上から 5 行目の右から 3 列目ですが、40 億 2,759 万 8 千円、対前年比 98.9%、その 2 つ右の 1 人当たり費用額は 52 万 765 円、対前年比 104.2%となっております。次に、(2)療養費の令和 7 年度費用額は 3,232 万 7 千円、対前年比 89.0%、1 人当たり費用額は 4,180 円、対前年比 93.7%となっております。次に、(3)高額療養費の令和 7 年度の金額は 5 億 1,455 万円、対前年比 104.4%、1 人当たり金額は 6 万 6,531 円、対前年比 110.0%となっております。療養給付費、高額療養費においては、1 人当たり医療費の金額は前年度から増加傾向にあります。9 ページをお願いいたします。出産育児一時金は、令和 7 年度 8 件で、前年度に比べ 7 件の減、葬祭費は令和 7 年度 55 件で、前年度と同様の件数となっております。

続きまして、令和 7 年度の国民健康保険税の状況についてご説明いたします。10 ページをお願いいたします。現年度課税分について、医療給付費分が調定額 5 億 1,251 万 8 千円に対し、収入済額 4 億 8,556 万 9 千円、後期高齢者支援金分が調定額 1 億 9,877 万 9 千円に対し、収入済額 1 億 8,849 万円、介護納付金分が調定額 5,698 万 8 千円に対し、収入済額 5,232 万 2 千円となっております。表の右下、全体の収納率ですが、現年度課税分は 94.55%と、前年度と比較して 0.34 ポイント下降、滞納繰越分は 15.59%で、前年度と比較し 1.11 ポイント上昇、現年度分、滞納繰越分の合計は 77.05%で、前年度と比較し 1.14 ポイント上昇しております。

続きまして、保険税率、税額等についての、令和 7 年度決算、及び令和 8 年度の当初予算と本算定結果の状況についてご説明いたします。11・12 ページをお願いいたします。県内の保険料水準の統一に向けた税率等の改正につきましては、令和 9 年度の県が推計する税率に向けまして、年度ごとの被保険者の負担を平準化するために、改正幅がほぼ同じとなるよう、計画的・段階的に改正を行うこととして

おり、令和8年度については、(1)医療給付費分、(2)後期高齢者支援金分、(3)介護納付金分それぞれ、この表の「税率」欄のとおり改正を行い、令和8年度からは(4)子ども・子育て支援金分が追加となっています。また、課税限度額につきましては、法令改正に伴い、令和8年度は医療給付費分の改正を行っております。次に、令和8年度の当初予算見込額と本算定、いわゆる当初課税額の比較ですが、表の中段少し下、墨つきカッコの小文字aの賦課額、一番右側の比較欄をご覧ください。医療給付費分は、予算に対して350万7千円の増、後期高齢者支援金分は108万1千円の増、介護納付金分は59万4千円の増、子ども・子育て支援金分は167万5千円の増となっております。

最後に、保健事業の状況についてご説明いたします。13ページをお願いいたします。まず、(1)特定健康診査・特定保健指導の状況ですが、令和7年度の特定健康診査受診率の見込は、38.0%、前年度と比較し0.9ポイント下降し、特定保健指導実施率の見込は、57.2%、前年度と比較し16.2ポイント上昇しております。次に、(2)その他の保健事業ですが、上から順に令和7年度の実績、令和8年度の計画についてご説明いたします。まず、特定健診の未受診者勧奨としまして、5月、8月にハガキの送付により延べ8,364人に、9月に携帯電話のショートメッセージサービスを利用した勧奨を224人に、また、8月から3月にかけて電話勧奨を551人に、訪問勧奨を1,041人に勧奨を行いました。今年度も同様の事業を行う予定としています。次に、糖尿病性腎症重症化予防事業、重複・頻回受診者訪問指導、受診勧奨判定値超えの人への受診勧奨については、記載のとおり対象者を選定し、訪問により実施しました。今年度も同様の事業を行う予定としています。次に、健康奨励事業として、40歳未満の被保険者の健診や、40歳以上の人が特定健診と併せて行うがん検診等を無料で受けられるよう助成を行っています。また、健診受診の結果、要精密検査、要医療と判定された人の再検査や受診にかかる医療費の一部負担金を上限3千円までの助成を90人に行いました。こちらも、同様の事業を今年度も引き続き行ってまいります。次に、後発医薬品差額通知を53人に対して行っています。赤穂市の令和7年9月診療分の後発医薬品の使用割合は89.7%となっています。こちらも、同様の事業を今年度も引き続き行ってまいります。最後に、服薬情報通知を、多剤・重複服薬投与者を対象として、300人にお知らせを送付し、かかりつけ医、かかりつけ薬局へ服薬相談をご案内しました。また、そのうちの9人には電話にて専門職から保健指導も実施しました。今年度の保健指導については、訪問により実施する予定としています。

以上で、令和7年度決算見込み等に係る説明を終わります。

会長

ありがとうございました。先ほどの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

委員

1ページの歳入ですが、基金繰入金の決算額が0となっていますけど、繰入れに

対して限度額はあるのでしょうか。

事務局

基金繰入金につきましては、令和5年度より保険税を抑えるために、繰入れる予定で予算を組んでおります。ただ、今回のように保険税、県補助金が想定よりも多く入ったということで、決算で剰余金が発生し、基金を取り崩すことはしませんでした。限度額ですが、国保会計で基金を1億8千万円ほどありますので、その額までは繰り入れることが可能となります。

委員

8ページの高額療養費について、1人当たりの金額が上がっていますが、どういう疾患でよく高額療養費の申請がされているのか分かりますか。例えば、透析の人等ではないかと思うのですけど。

事務局

医療費の増減に最も左右するのは入院で、高額療養費に該当する方も多くおられます。また、よく言われているのは高額薬剤の処方があったとき等が要因として挙げられます。例年、少しずつ上がってきており、高度医療というところも関係しているのではないかと考えております。

委員

葬祭費について、この資料で5万円が支給されるというのを知ったのですが、市民の皆さんへの周知は、どのようにされているのですか。

事務局

年度当初に、保険税をお願いする際、資格確認書等を交付する際にパンフレットを同封し国保が提供するサービスの案内させていただきます。また、ご家族の方が、死亡の手続きに窓口に来られる際に、国保の被保険者の方を確認して、申請書等をお渡しするようにしております。

委員

申請されない方もいる訳ですね。そういう事はないのでしょうか。

事務局

申請書の提出がなく、支給できていない事もあるかと思われます。死亡届を出される際に、国民健康保険に加入の方に申請書を前もってお渡しし、申請書と必要な添付書類の提出を案内しております。必要な手続きを一覧表でお渡ししていますので、ほとんどの方は他の手続きと一緒に手続きをされているものと思います。

委員

令和9年度に兵庫県では保険料率を統一されるのですね。それに向けて、今は赤穂市の国民健康保険は一般会計からの繰入れがありますが、令和9年度からはどうなるのでしょうか。

事務局

令和9年度に、標準保険料率に合わせるというのが、県の方針としてあります。ただ、市町によって、令和9年度では難しいという市町、令和12年度になりそう

という市町もあります。ただ、県の旗振りとしては、令和9年度に合わせる方針があり、大半の市町が令和9年度に向けて調整をしてきたところでございます。

令和9年度に赤穂市の税率を統一の率まで上げきったときの、一般会計からの繰入れですが、今、市から保険税率を下げるための繰入れは一切ありませんので、保険税率が令和9年度に統一されたとしても、市から今までどおりルール分を繰入れてもらい、今と令和9年度とでは変わらないこととなります。

委員

そのあたりは、兵庫県下で統一ではなくて、各市町によってかわってくるのですか。

事務局

過去には赤字補填のために一般会計から繰入れていた時代があったのですが、令和9年度での統一になりますと赤字補填の繰入れは出来なくなります。赤穂市は赤字補填の一般会計からの繰入金を随分前から繰入れていませんので、将来も変わりません。県内の市町も一般会計から赤字補填の繰入れはできないという動きになっております。

委員

赤字補填ということで基金があると思うのですが、これは存続するのですか。

事務局

今繰入れをしている基金は過去から国保の加入者の方々が、貯めてきた貯金ですので、基金から繰入れることは今のところは可能です。

ただ、令和9年度以降標準保険料率に統一すると、各市町が個別の事情で基金を繰り入れることが出来なくなりますので、この基金の活用はそれぞれの市町が考えていくということになっています。

委員

繰入金には、社会保険の加入者の税金も財源の税収には入っている訳ですね。その中で、国保に対して一般会計から繰入れるということは、福祉の点からは矛盾していないのですが、全体の目から見るとどうなのかなという感じにも取られるものです。でも、兵庫県下の市町全てでそういう形となるということですね。

会長

他はございませんか。なければ、ただいまの事務局の説明につきましてご了承していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

せっかくの機会ですので皆様からこの議題以外で何かありましたらどうぞ。

委員

市長から先ほど指定管理者のお話がありました。その指定管理になった場合、国

民健康保険の担当として何か手だてを考えられていますか。指定管理者は、赤字解消のために事業を行って来ると思うのです。そうすると、医療費が上がってくるのではと思われ、医療費の請求が適当であるかというレセプト点検の必要性が増してくると思うのです。そうでないと、収益が上がる分、恐らく国保税に影響してくると思われま。

病院でレセプト請求を行っている方や、医療事務に長けた方で、転任を希望される方がいれば、そういう人たちを国保に配置してもらい、レセプト点検を強化していくべきだと思います。指定管理に移行した後もそのままというのはどうなのかと思うところがありますので、保険者が患者さんの治療の仕方、薬剤の処方への指導ができる立場にあるのだらうと思います。少しでも保険税を安くして欲しいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。今もレセプト点検は実施しております。現在、赤穂中央病院に国保患者がかかれた時の点検をしており、この病名に対してこの検査はおかしいのではないかといったものを国保連合会さんに再審査の依頼を出しております。

まず流れとしましては、まず国保連合会が1次点検をしまして、その後、市町がさらに独自に2次点検をするというのが、流れでございます。今後は、AI等の技術も活用していきながら、先ほど委員おっしゃったように、病院の職員で市に転任されるものがおれば、そういった人の知識を活かしながら、診療に対するレセプト点検は、引き続き努めてまいりたいと考えております。

委員

指定管理になったときに、市だけがその指定管理の評価や、指導ができるのであれば、国民健康保険としても指導体制が整え、何か物申すこと、調査をすることなども行っていないといけないのではないかと思います。

会長

今中央病院に対して行っていることを、引き続き同じようにすることはできると思います。指定管理という枠組みが運営は中央病院さんになるということで、あくまで、建物を市が持っているという話ですので、今中央病院さんに、この診察、この診療費はおかしいのではないのと点検していることと、今後、中央病院さんが市民病院の指定管理になってからも、今も行っていることをそのまま行うということになりますね。

事務局

病名に対して、この検査おかしい、この薬はおかしいということは言えても、それ以外に保険者に指導の権限はないです。あるとすれば、国や県、厚労省の監査等はもちろんありますが、保険者単体としてはそういった権限は持っておりません。

委員

そうですか。では、市民病院が指定管理になった後、指定管理に関しては市とし

ては指導権限がないということですか。

事務局

指定管理の委託者として市民病院運営協議会等で指定管理者に対して運営方法の確認等はできます。しかし、診察、診療に関する指導の権限は保険者ではなくて、運営方法等の確認の仕方や細かいところは、今後決めていくと思います。

委員

そうしたら、ますますレセプト点検の強化をよろしくお願いします。

会長

他、何かよろしいですか。そのような絡みのこともこれから出てくるでしょうし、先ほど、寺田さんがおっしゃっていた令和9年度の件は、来年度から県は保険料率を統一していく方向で動いていますので、厳しいことになってくるのだと思います。

他にないようでしたら、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(閉会 午後2時15分)